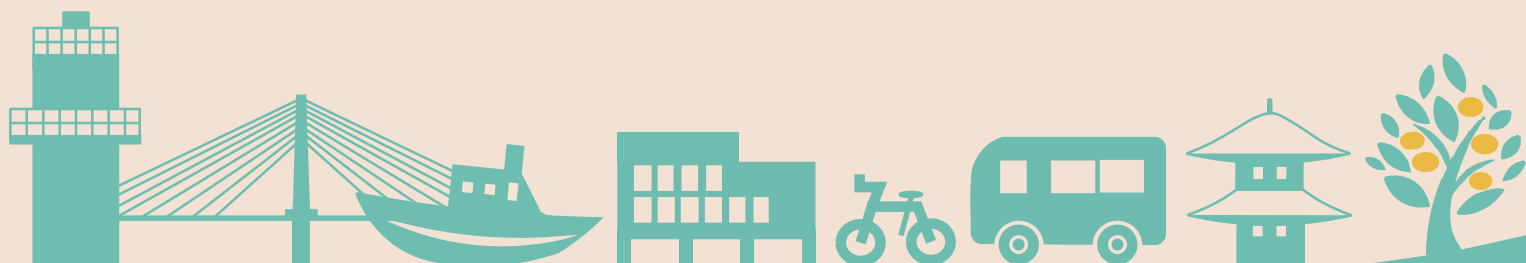


第2次  
有田市都市計画  
マスタープラン

概要版

令和5年12月

有田市



# 1. 都市計画マスタープランの位置づけ

有田市都市計画マスタープランは、有田市のまちづくりの理念となる「第5次有田市長期総合計画」や和歌山県の「都市計画区域マスタープラン（有田圏域）」に即しつつ、有田市の都市像や土地利用、都市施設の整備など、概ね20年後の都市の姿を展望し、都市計画の基本的な方針を示すものです。

## 2. 目指す都市像

海や川、みかん畑が美しく、歴史や文化に親しみながら  
多世代が安心して暮らし続けられる地方拠点都市・有田

豊かな自然や田園空間、歴史や文化などのかけがえのない資源を守り、市民や事業者などすべての人が快適に過ごし、将来にわたって安心して住み続けられる有田圏域の拠点都市の形成を目指します。

## 3. 都市づくりの基本理念

### 1 災害に強く、暮らしやすい都市づくり

地域の実情に応じた道路や公園、下水道などの都市施設の整備や公共交通の充実、計画的な土地利用の誘導などによって、地域の日常生活を支える商業や福祉、医療などのサービスを持続的に享受できる都市環境の形成を目指します。

また、南海トラフ地震や近年頻発する集中豪雨などによる災害も懸念されるため、防災施設の整備はもちろんのこと、市民の防災意識の啓発や防災体制の強化など、安心して暮らし続けられる都市づくりを目指します。

### 2 豊かな自然や歴史文化と食に関する産業の強みを生かした賑わいある都市づくり

地ノ島や熊野参詣道（紀伊路）といった自然や歴史文化などの多様な地域資源を守り、地域の活性化に生かしながら、将来への継承を目指します。また、県下唯一のみかんの産地を形成する農業と、全国一の太刀魚の漁獲量を誇る漁業の活性化を図るとともに、蚊取り線香や手袋製造などの工業や商業、観光産業などとの連携を促進することで、賑わいある都市づくりを目指します。

### 3 市民が主役として、行政と協働で進める都市づくり

市民一人ひとりがまちづくりの主役であるという意識啓発を図るとともに、ワーキングや意向調査などの、市民がまちづくりに参画できる多様な機会の創出を目指します。また、市民が活発に交流でき、地域への愛着を育めるコミュニティの形成を目指すとともに、地域やまちづくりの活動を行う団体、企業などと行政が連携を図りながら、協働のまちづくりを目指します。

# 4. 将来都市構造

## 1 都市づくりの拠点

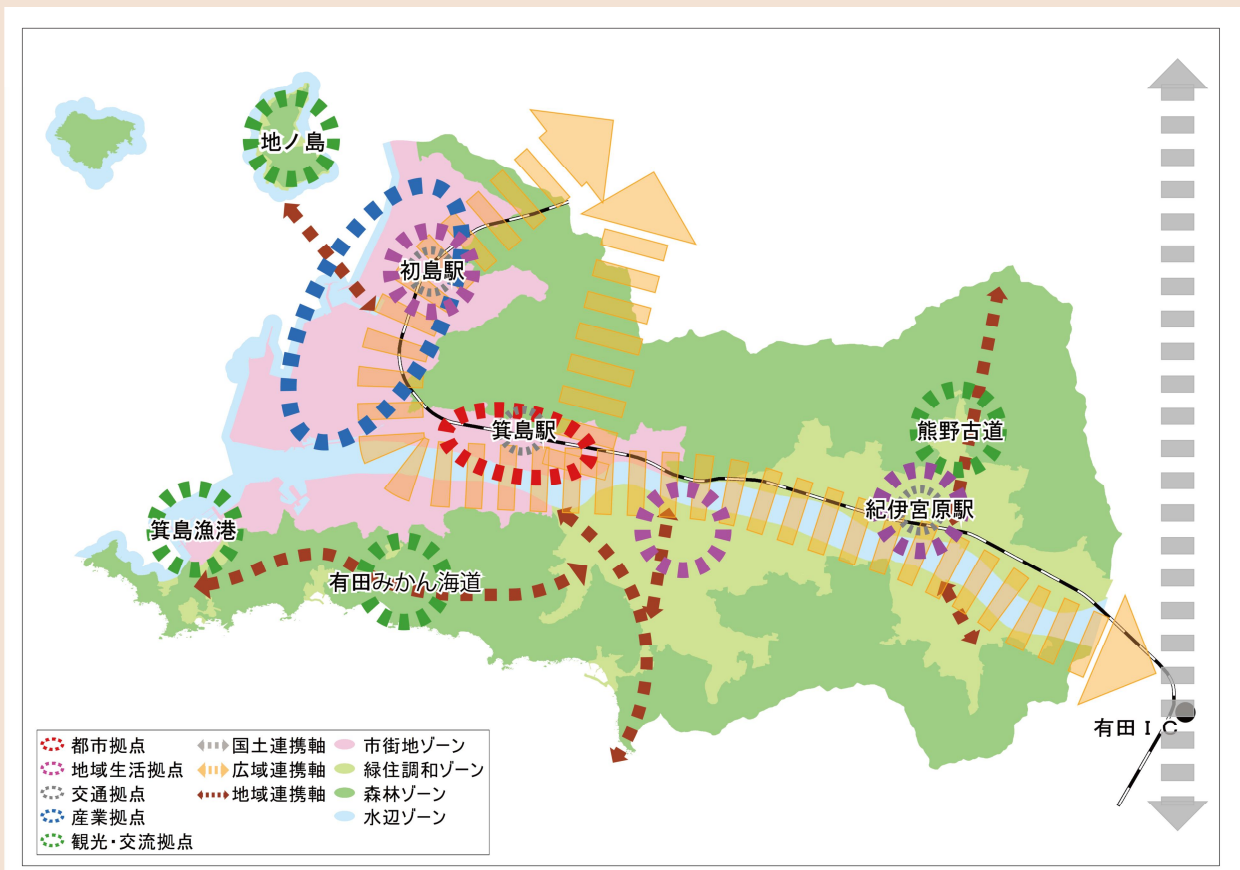
都市拠点	交通、商業・業務、行政、生活サービスなどの機能が集中的に配置された、都市の中核的機能を担う拠点
地域生活拠点	地域の生活レベルで交通、商業、生活などの機能集積を図る拠点
交通拠点	利便性の高い公共交通ネットワークと市の玄関口にふさわしい景観の形成を図る拠点
産業拠点	工場の集積を維持しながら、新たな賑わいにつながる土地活用を図る拠点
観光・交流拠点	歴史、文化、自然的資源などの特色を生かした賑わいの創出と景観の形成を図る拠点

## 2 都市づくりのゾーニング

市街地ゾーン	都市機能の充実とともに適切な土地利用の誘導と賑わいの創出を図り、魅力ある市街地環境の形成を目指すゾーン
緑住調和ゾーン	住宅地と農地などが調和した土地利用を誘導しながら、有田みかんなどの生産地として優良な田園環境の保全を目指すゾーン
森林ゾーン	自然環境を保全し、山林がもつ多面的機能の有効活用を目指すゾーン
水辺ゾーン	水辺の豊かな自然景観を保全しながら、漁業振興や防災機能の向上を目指すゾーン

## 3 都市の基軸

国土連携軸	有田圏域や和歌山市、県南部との連携強化を目指すための軸
広域連携軸	有田圏域の他市町との広域的な連携強化を目指すための軸
地域連携軸	市内の各拠点や地域をつなぎ、地域間の連携強化や交流の促進を目指すための軸



## 5. 全体構想

### 1 土地利用の方針

拠点ネットワーク型の都市構造の形成と都市機能の向上に向け、都市拠点や地域生活拠点などの都市づくりの各拠点では都市施設を適切に誘導し、利便性が高い魅力的な市街地の形成を目指します。また、そのほかの市街地や集落地は合理的な土地利用の実現に向け、住宅地や農地、産業用地などを適切に誘導するとともに、低未利用地や空き家などの活用を促進することで、良好な自然環境や営農環境を保全し、快適な住環境や操業環境などの形成を目指します。

### 2 市街地の整備方針

現在までに形成されてきた市街地の機能や特徴を基本とし、都市の中核的機能を担う JR 箕島駅周辺の中心市街地では、商業や福祉・医療、教育などの拠点施設を適切に誘導し、便利で賑わいがあり、有田圏域を牽引する都市拠点の形成を目指します。また、JR 初島駅と紀伊宮原駅の周辺などの地域生活拠点は、地域の日常生活を支える核として交通や商業などの機能集積を目指します。

市街地や集落地では、防災対策を推進するとともに、周辺の農地や自然環境と調和を目指します。また、定住促進のため、住宅需要を考慮しながら必要に応じて良質な住宅用地の確保を目指します。

- 中心市街地の魅力向上と地域生活拠点の形成
- 安心して暮らし続けられる市街地と集落地の形成
- 利便性の高い沿道市街地の形成
- 空き家や学校跡地などの低未利用地の発生抑止と活用
- 市民主体のまちづくりの推進

### 3 都市施設の整備方針

#### 交通ネットワークの整備方針

広域幹線道路や市内幹線道路は、物流や生活利便性、人々の交流を支え、誰もが安全、快適に移動できる都市交通の形成を目指し、国や県の関係機関と協力しながら計画的な整備と効率的な維持管理を行います。また、市民の日常生活を支える生活道路や自転車歩行者道は、地域の実情に応じた整備を推進します。

公共交通は、行政や事業者、市民が一体となって連携しながら、JR 紀勢本線や有田市デマンドバス、タクシー、新たな移動手段など、様々な地域公共交通による持続可能なネットワークの実現を目指します。

- 道路の効率的な維持管理とネットワークの強化
- 利用しやすい公共交通ネットワークの形成
- 安全で便利な交通施設の整備

#### 公園緑地の整備方針

公園緑地は、市民の健康増進や憩いの場として、また、災害時の緊急避難場所や延焼防止など防災上からも必要な都市空間であることから、市民が安全、快適に利用できるように公園施設長寿命化計画に基づいた適切な維持管理、更新を行います。

- 公園の効率的な維持管理と活用
- 緑地の保全と活用
- 緑の基本計画の策定検討

#### 河川・下水道の整備方針

有田川をはじめ、市街地や集落地を流れる河川や水路、ため池は、洪水や浸水がなく、安全、安心で、豊かな水辺空間に親しめ、潤いある都市づくりに向け、県などの関係機関と協力しながら適切な維持管理を行います。

- 河川・ため池の安全性の維持・向上
- 親水空間の保全・活用
- 雨水公共下水道の整備推進





## 健康・福祉、教育文化の都市施設の整備方針

安定的、継続的な地域医療の提供のため、病院の整備を推進するとともに、適正規模による集団保育の実施のため、保育所の整備を推進します。

中学校や高等学校、文化交流施設などの施設の立地を誘導、集約することで、都市の賑わい創出と交流促進を図ります。また、地域住民の生涯学習の場である公民館は、計画的な施設整備などを推進し機能充実を図ります。

- 病院や保育所の整備
- 中学校や文化交流施設などの誘導
- 公民館の機能充実

## その他施設の整備方針

和歌山下津港有田港区では、県や事業者と連携し、安全な港湾環境の形成と市街地との調和、漁港内に堆積する土砂などの撤去による漁港機能の維持、強化を推進するとともに、漁港施設を計画的に管理し、長寿命化を図ります。

箕島漁港にある魚市場及びその周辺施設は、地場産品を扱う地域資源の発信地であり、市民や来訪者との交流拠点として、地域産業の賑わいにつながるように適切な管理運営を推進します。

し尿処理場及びごみ焼却場は、快適で住み良いまちづくりに向け、施設の適切な管理運営を促進するとともに、新たなごみ処理施設の整備を推進します。

清掃センターは、必要な施設機能の充実と、機能の適切な維持、更新を促進します。

- 安全な港湾環境の形成と漁港機能の維持、強化
- 魚市場及びその周辺施設の適切な管理運営
- し尿処理場やごみ焼却場などの適切な管理運営

## 4 都市環境の整備方針

工業地や商業地などの街並みの景観や、漁港、文化財などの文化的・歴史的景観が形成され、山や河川、海岸、みかん畑と農村集落などの豊かな自然景観もみられます。これらの景観を保全し、今後も周辺環境と調和した潤いと安らぎを享受できる美しい景観の形成を目指します。

- 市街地の魅力的な景観形成・保全
- 文化的・歴史的景観の保全
- 自然環境の保全と自然景観に親しむ空間の活用
- 田園景観の保全
- 魅力的な観光地の形成
- 地球環境に配慮した都市環境の形成

## 5 都市防災の整備方針

有田市は、過去に大きな水害を経験し、東海・東南海・南海 3 連動地震や南海トラフ巨大地震の発生も予想されています。また、都市活動によって火災や交通事故などの人的災害の発生も懸念されることから、都市の安全性を高め、人命と財産を守り、災害の被害を最小限に留めるため、地域防災計画などに則りながら減災、防災のまちづくりを継続して行います。

- 建築物や避難施設などの防災機能の向上
- 避難場所・避難路・緊急輸送路の機能の確保
- ライフラインの確保
- 市民・行政の連携と情報の共有化
- 水害や土砂災害への対策の推進
- 消防機能の確保、防火帯の機能の向上
- 街路空間の改善、歩行者の安全確保
- 災害復興への事前準備の推進

## 6 福祉のまちづくり整備方針

すべての市民や来訪者が、安全かつ快適に過ごすことができるように、バリアフリー化やユニバーサルデザインの導入を行います。また、行政や事業者、地域住民が協働して、お互いに支え合い、住み慣れた地域で安心して生活できる地域福祉の実現を目指します。





# 6. 地域別構想



### 初島・港地域

住民や来訪者が集い、楽しみ、安心安全に暮らし続けられる、活力ある産業のまち

地域整備の目標

1. 港湾や沿道の商工業地と農地や住宅地の調和
2. 自然環境やレクリエーション施設などの観光資源の活用
3. 災害に強く、安心して過ごせる市街地の形成

### 箕島地域

行政サービスや教育文化、商業などの都市機能が充実した、新たな交流を育む賑わいのまち

地域整備の目標

1. 交通結節点である JR 箕島駅の利便性向上と商業や業務機能の集積による賑わい形成
2. 住宅用地や産業用地、農地などが調和した快適な都市環境の形成
3. 災害に強く、安心して過ごせる中心市街地の形成

### 宮崎地域

産業が賑わい、漁港や海道などの個性あふれる風景に親しみ、安らぎあるまち

地域整備の目標

1. 漁業や商業など産業の活性化に資する市街地の形成
2. 宮崎ノ鼻や有田みかん海道など自然景観に親しむ空間の保全と活用
3. 自然災害への備えが充実した安全な市街地、集落の形成

### 保田地域

身近で便利な拠点に集い、美しい海岸や田園とともに安心して暮らし続けるまち

地域整備の目標

1. 地域生活を支える地域の核の形成と機能の向上
2. 優良農地や山林、海岸線などの自然環境と住環境の調和
3. 自然災害への備えが充実した安全な集落の形成

### 系我地域

沿道の賑わいと緑豊かな農村環境が調和し、歴史や文化を守り、継承するまち

地域整備の目標

1. 広域連携軸の利便性を生かした産業用地の集積維持
2. 優良農地や山林などの自然環境と住環境の調和
3. 自然災害への備えが充実した安全な集落の形成

### 宮原地域

地域を包むみどりを守り、熊野古道などの歴史を紡ぐ、愛着をもって暮らし続けられるまち

地域整備の目標

1. 交通拠点を中心とする地域の賑わいの維持と向上
2. 優良農地や山林、有田川などの自然環境と住環境の調和
3. 自然災害への備えが充実した安全な集落の形成

土地利用方針図
市街地ゾーン
中心市街地
沿道商工業地
住宅地
工業地
漁業基盤地
臨海部工場跡地・低利用地
緑住調和ゾーン
田園環境保全地
集落地
山林ゾーン
自然環境保全地
水辺ゾーン
水辺保全地
市街地整備方針図
都市機能誘導エリア
地域生活拠点形成エリア
市街地環境向上エリア
集落環境保全エリア
沿道産業集積エリア
交通ネットワーク整備方針図
都市計画道路(改良済み・概成済み)
都市計画道路(事業中)
都市計画道路(計画路線)
広域幹線道路
市内幹線道路
公共交通機関
鉄道駅
公園緑地整備方針図
街区公園
地区公園
総合公園
その他の公園
都市環境整備方針図
文化的な景観
歴史的な景観
自然景観に親しむ空間
都市防災整備方針図
治水対策の推進
土砂災害対策の推進
指定避難所
指定緊急避難場所
避難拠点地
地域界
用途地域
都市計画区域
市域界



# 7. 実現化に向けた方策と取組

## 1 まちづくりの推進

### 施策や事業手法の検討

施策や事業の実施のため、マスタープランで掲げるまちづくりの方針を実現するために、国や県の補助事業制度を弾力的に活用し、事業目的の達成と市民や利用者の利益を最大限引き出す計画的な都市づくりを目指します。

特に、都市計画法による法規制や都市の基幹となる都市施設は、地域地区などの指定や都市計画事業として都市計画決定を行い、位置や区域、事業内容を事前に市民や事業者などへ周知することで、市民や事業者、NPOなどのまちづくりへの理解と参画を促進していきます。

### 弾力的な施策や事業の推進

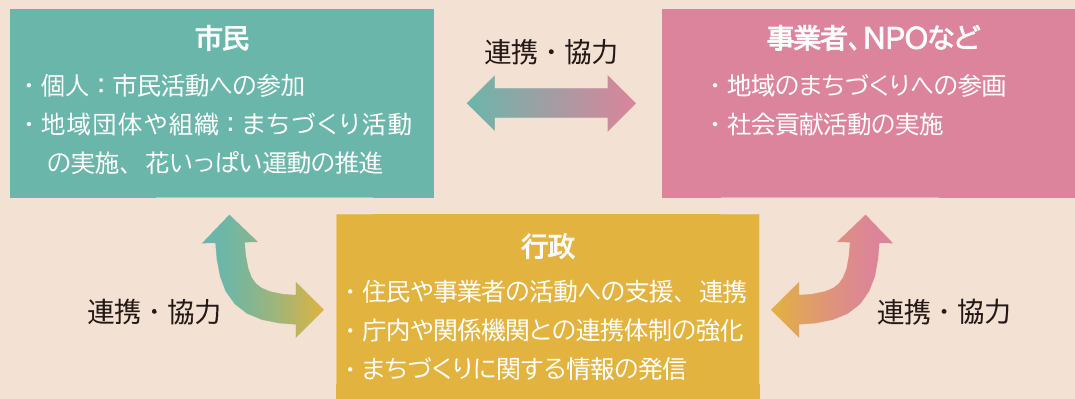
マスタープランで掲げるまちづくりの施策や事業は、上位計画である有田市長期総合計画などと連携を図りながら、的確に推進していきます。

事業の推進に当たっては、有田市の課題と広域的な役割なども視点におき、緊急性や重要性を考慮しながら、社会情勢や地域の実情の変化への弾力的な対応を目指します。

## 2 協働のまちづくり

### 多様な主体の協力・連携

マスタープランに示す都市計画に関わるまちづくりを実現していくため、行政のみならず、市民や地域団体、事業者などの多様な主体が参加し、役割分担と相互の協力、連携を推進していきます。



### 情報の共有化の促進

多様な主体と協力し、より強固な連携体制を構築するために、マスタープランをはじめ、まちづくりを支える計画や事業の策定、推進状況などを公開、周知し、市民や事業者などとの情報の共有化を図ります。

### 都市計画提案制度の活用

住民やまちづくり団体が都市計画の変更などの提案を申し出ることができる都市計画提案制度などを活用しながら、住民主体のまちづくりの実現を目指します。

第2次有田市都市計画マスタープラン 概要版

令和5年12月

発行：有田市 経済建設部 都市整備課

〒649-0392 和歌山県有田市箕島 50 番地

TEL：0737-22-3609（直通） FAX：0737-82-6968

